

## 第44号議案

### 令和5年度群馬県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度群馬県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 発電所数、年間目標供給量及び年間電力料金

| 区 分       | 発 電 所 数 | 年間目標供給量        | 年間電力料金       |
|-----------|---------|----------------|--------------|
| 水 力 発 電   | 33 か所   | 702,125,000kWh | 8,625,453 千円 |
| 汽 力 発 電   | 1 か所    | 33,971,000kWh  | 987,960 千円   |
| 太 陽 光 発 電 | 3 か所    | 4,165,000kWh   | 167,473 千円   |
| 合 計       | 37 か所   | 740,261,000kWh | 9,780,886 千円 |

(2) 主要な建設改良事業

イ 霧積発電所建設事業

168,443 千円 (最大出力 372kW、総事業費 735,900 千円)

ロ 川場薄根発電所建設事業

61,485 千円 (最大出力 198kW、総事業費 753,800 千円)

ハ 四万発電所リニューアル事業

2,444,909 千円 (最大出力 4,990kW、総事業費 6,500,000 千円)

ニ 白沢発電所リニューアル事業

1,963,376 千円 (最大出力 26,600kW、総事業費 14,600,000 千円)

ホ 関根発電所水車発電機復旧事業

44,627 千円 (最大出力 7,800kW、総事業費 5,500,000 千円)

ヘ 既設発電所の設備改良事業

2,698,876 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収   |      | 入  |             |
|-----|------|----|-------------|
| 第1款 | 電気事業 | 収益 | 9,896,618千円 |
| 第1項 | 営業   | 収益 | 9,797,700千円 |
| 第2項 | 財務   | 収益 | 2,313千円     |
| 第3項 | 営業外  | 収益 | 96,605千円    |

| 支   |      | 出  |             |
|-----|------|----|-------------|
| 第1款 | 電気事業 | 費用 | 7,999,359千円 |
| 第1項 | 営業   | 費用 | 7,651,075千円 |
| 第2項 | 財務   | 費用 | 5,766千円     |
| 第3項 | 営業外  | 費用 | 96,847千円    |
| 第4項 | 特別   | 損失 | 145,671千円   |
| 第5項 | 予備   | 費  | 100,000千円   |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,604,504千円は、企業債等償還積立金74,670千円、建設改良積立金1,283,970千円、別途積立金1,225,000千円、過年度分損益勘定留保資金7,335,350千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額685,514千円で補てんするものとする。）。

| 収   |       | 入      |              |
|-----|-------|--------|--------------|
| 第1款 | 電気事業  | 資本的収入  | 321,745千円    |
| 第1項 | 長期貸付金 | 償還金    | 320,345千円    |
| 第2項 | 雑     | 収入     | 1,400千円      |
| 支   |       | 出      |              |
| 第1款 | 電気事業  | 資本的支出  | 10,926,249千円 |
| 第1項 | 建設改良  | 費      | 7,832,979千円  |
| 第2項 | 企業債   | 償還金    | 74,670千円     |
| 第3項 | 出資金及び | 貸付金    | 1,692,200千円  |
| 第4項 | 利益    | 剰余金繰出金 | 1,225,000千円  |

第5項 国庫補助金返還金 1,400千円

第6項 予備費 100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項                              | 期 間                | 限 度 額 (千円) |
|----------------------------------|--------------------|------------|
| 川場薄根発電所<br>電力需給契約                | 令和6年度から<br>令和8年度まで | 12,000     |
| 四万発電所リニューアル事業<br>(建屋建築工事外)請負契約   | 令和6年度              | 352,000    |
| 四万発電所取水口<br>堰堤改修外工事請負契約          | 令和6年度              | 116,000    |
| 白沢発電所リニューアル事業<br>(水圧鉄管更新工事外)請負契約 | 令和6年度から<br>令和9年度まで | 5,953,000  |
| 相俣発電所設備改良<br>事業請負契約              | 令和6年度から<br>令和7年度まで | 548,790    |
| 相俣第二発電所設備改良<br>事業請負契約            | 令和6年度から<br>令和7年度まで | 40,920     |
| 桃野発電所設備改良<br>事業請負契約              | 令和6年度から<br>令和7年度まで | 372,570    |
| 中之条発電所設備改良<br>事業請負契約             | 令和6年度から<br>令和8年度まで | 932,449    |
| 田沢発電所設備改良<br>事業請負契約              | 令和6年度              | 56,100     |
| 黒坂石ダム改造<br>実施設計委託契約              | 令和6年度から<br>令和7年度まで | 77,000     |
| 高浜発電所監視制御・保守<br>業務委託契約           | 令和6年度              | 91,410     |
| 矢倉発電所設備改良<br>事業請負契約              | 令和6年度              | 89,232     |
| 日向見発電所設備改良<br>事業請負契約             | 令和6年度から<br>令和7年度まで | 347,998    |
| 鬼石発電所設備改良<br>事業請負契約              | 令和6年度              | 54,270     |
| 小出発電所設備改良<br>事業請負契約              | 令和6年度              | 47,520     |
| 沢入発電所設備改良<br>事業請負契約              | 令和6年度から<br>令和7年度まで | 825,704    |
| 高津戸ダム設備改良<br>事業請負契約              | 令和6年度              | 29,700     |
| 発電所修繕工事請負契約                      | 令和6年度              | 100,000    |
| 群馬県企業局CADシステム<br>保守・運用業務委託契約     | 令和6年度から<br>令和9年度まで | 3,200      |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,495,292千円

(2) 交際費 258千円

**令和5年2月15日提出**

**群馬県知事 山本 一 太**

## 第45号議案

### 令和5年度群馬県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度群馬県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数、年間協定給水量及び年間給水料金

| 区 分     | 給水事業所数 | 年間協定給水量                   | 年間給水料金      |
|---------|--------|---------------------------|-------------|
| 渋川工業用水道 | 8事業所   | 41,471,300 m <sup>3</sup> | 618,455千円   |
| 東毛工業用水道 | 98事業所  | 31,061,387 m <sup>3</sup> | 1,141,064千円 |
| 合 計     | 106事業所 | 72,532,687 m <sup>3</sup> | 1,759,519千円 |

(2) 主要な建設改良事業

イ 既設工業用水道施設の設備改良事業

587,936千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益 2,067,572千円

第1項 営 業 収 益 1,759,519千円

第2項 営 業 外 収 益 308,053千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用 2,157,030千円

第1項 営 業 費 用 1,965,359千円

第2項 営 業 外 費 用 171,671千円

第3項 予 備 費 20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額719,523千円は、企業債等償還積立金658,085千円、当年度分損益勘定留保資金6,584千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額54,854千円で補てんするものとする。）。

| 収                  |   | 入           |
|--------------------|---|-------------|
| 第1款 工業用水道事業資本的収入   |   | 640,288千円   |
| 第1項 他会計からの長期借入金    |   | 635,000千円   |
| 第2項 雑              | 収 | 入 5,288千円   |
| 支                  |   | 出           |
| 第1款 工業用水道事業資本的支出   |   | 1,359,811千円 |
| 第1項 建設改良費          |   | 650,136千円   |
| 第2項 企業債償還金         |   | 506,576千円   |
| 第3項 他会計からの長期借入金償還金 |   | 151,509千円   |
| 第4項 国庫補助金返還金       |   | 1,590千円     |
| 第5項 予備費            |   | 50,000千円    |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項                         | 期 間            | 限 度 額 (千円) |
|-----------------------------|----------------|------------|
| 渋川工業用水道増圧ポンプ場監視制御設備点検工事請負契約 | 令和6年度          | 4,752      |
| 渋川工業用水道一部保守管理業務委託契約         | 令和6年度から令和9年度まで | 242,813    |
| 東毛工業用水道東ルート増圧ポンプ操作盤修繕工事請負契約 | 令和6年度          | 4,752      |
| 東毛工業用水道一部保守管理業務委託契約         | 令和6年度から令和9年度まで | 232,507    |
| 渋川工業用水道配水管路強靱化基本設計委託契約      | 令和6年度          | 42,350     |
| 東毛工業用水道新取水樋管地形測量委託契約        | 令和6年度          | 2,310      |
| 東毛工業用水道新取水樋管地質調査委託契約        | 令和6年度          | 4,270      |

| 事 項                          | 期 間                | 限 度 額 (千円) |
|------------------------------|--------------------|------------|
| 東毛工業用水道<br>新取水樋管詳細設計委託契約     | 令和6年度              | 19,600     |
| 東毛工業用水道<br>新取水樋管外検討委託契約      | 令和6年度              | 17,710     |
| 群馬県企業局CADシステム<br>保守・運用業務委託契約 | 令和6年度から<br>令和9年度まで | 320        |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 245,041千円

(2) 交際費 102千円

令和5年2月15日提出

群馬県知事 山本 一 太

## 第46号議案

### 令和5年度群馬県水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度群馬県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水区域、年間協定給水量及び年間給水料金

| 区 分       | 給 水 区 域 | 年間協定給水量                  | 年間給水料金      |
|-----------|---------|--------------------------|-------------|
| 群 馬 県 水 道 | 5市2町1村  | 65,880,732m <sup>3</sup> | 4,294,154千円 |

(2) 主要な建設改良事業

イ 県央第一水道建設事業（1系浄水処理施設）

1,366,684千円（総事業費4,259,000千円）

ロ 既設水道施設の設備改良事業

395,710千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収   |             | 入           |
|-----|-------------|-------------|
| 第1款 | 水 道 事 業 収 益 | 4,666,221千円 |
| 第1項 | 営 業 収 益     | 4,396,122千円 |
| 第2項 | 営 業 外 収 益   | 263,356千円   |
| 第3項 | 特 別 利 益     | 6,743千円     |
| 支   |             | 出           |
| 第1款 | 水 道 事 業 費 用 | 4,401,961千円 |
| 第1項 | 営 業 費 用     | 4,044,711千円 |
| 第2項 | 営 業 外 費 用   | 250,450千円   |
| 第3項 | 特 別 損 失     | 6,800千円     |
| 第4項 | 予 備 費       | 100,000千円   |



(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,892,464千円は、企業債等償還積立金400,781千円、建設改良積立金63,356千円、過年度分損益勘定留保資金2,260,523千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額167,804千円で補てんするものとする。）。

| 収 入           |             |
|---------------|-------------|
| 第1款 水道事業資本的収入 | 19,701千円    |
| 第1項 雑 収 入     | 19,701千円    |
| 支 出           |             |
| 第1款 水道事業資本的支出 | 2,912,165千円 |
| 第1項 建設改良費     | 1,878,830千円 |
| 第2項 企業債償還金    | 923,435千円   |
| 第3項 国庫補助金返還金  | 9,900千円     |
| 第4項 予 備 費     | 100,000千円   |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項                              | 期 間            | 限 度 額 (千円) |
|----------------------------------|----------------|------------|
| 県央第一水道事務所一部保守管理業務委託契約            | 令和6年度から令和9年度まで | 252,669    |
| 県央第一水道事務所1系浄水処理施設更新工事請負契約        | 令和6年度から令和8年度まで | 2,793,241  |
| 県央第二水道事務所一部保守管理業務委託契約            | 令和6年度から令和9年度まで | 252,669    |
| 県央第二水道事務所1号汚泥供給ポンプ分解点検工事請負契約     | 令和6年度          | 4,375      |
| 県央第二水道事務所1号脱水機分解点検工事請負契約         | 令和6年度          | 29,257     |
| 県央第二水道事務所3号送水ポンプ可変速制御装置修繕工事請負契約  | 令和6年度          | 21,311     |
| 県央第二水道事務所監視制御設備改造工事請負契約          | 令和6年度          | 19,800     |
| 県央第二水道事務所管理棟予備発電機直流電源装置更新外工事請負契約 | 令和6年度          | 32,419     |
| 県央第二水道事務所取水口UPS更新外工事請負契約         | 令和6年度          | 13,609     |

| 事 項                                       | 期 間                | 限 度 額 (千円) |
|---|--------------------|------------|
| 県央第二水道事務所富士見中継ポンプ場<br>受変設備直流電源装置更新外工事請負契約 | 令和6年度              | 24,340     |
| 県央第二水道事務所<br>油分計設置外工事請負契約                 | 令和6年度              | 14,916     |
| 群馬県企業局CADシステム<br>保守・運用業務委託契約              | 令和6年度から<br>令和9年度まで | 640        |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 483,150千円

(2) 交際費 173千円

令和5年2月15日提出

群馬県知事 山本 一 太

## 第47号議案

### 令和5年度群馬県団地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度群馬県団地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 分譲

| 区 分               | 分 譲 面 積                      | 分 譲 収 益      |
|-------------------|------------------------------|--------------|
| イ 産 業 団 地 分 譲     | 316,847 m <sup>2</sup>       | 5,154,181 千円 |
| 長 野 原 向 原 団 地     | 6,894 m <sup>2</sup>         |              |
| 高崎玉村スマートIC北地区工業団地 | 14,953 m <sup>2</sup>        |              |
| 明 和 東 部 工 業 団 地   | 156,000 m <sup>2</sup>       |              |
| 千 代 田 第 三 工 業 団 地 | 139,000 m <sup>2</sup>       |              |
| ロ 住 宅 団 地 等 分 譲   | 43,945 m <sup>2</sup>        | 996,039 千円   |
| 三 原 田 住 宅 団 地     | (1 区画) 288 m <sup>2</sup>    |              |
| 城 の 岡 住 宅 団 地     | (2 区画) 577 m <sup>2</sup>    |              |
| ふれあいタウンちよだ (住宅用地) | (8 区画) 2,134 m <sup>2</sup>  |              |
| (商業用地)            | (1 区画) 1,323 m <sup>2</sup>  |              |
| 板倉ニュータウン (住宅用地)   | (12 区画) 3,035 m <sup>2</sup> |              |
| (商業用地)            | (1 区画) 361 m <sup>2</sup>    |              |
| (業務用地)            | (1 区画) 36,227 m <sup>2</sup> |              |

(2) 主要な建設改良事業

| 区 分               | 土 地 造 成 費    | 造 成 面 積 |
|-------------------|--------------|---------|
| イ 産 業 団 地 造 成     | 4,109,000 千円 | 94.5ha  |
| 高崎玉村スマートIC北地区工業団地 | 198,000 千円   | 19.6ha  |
| 千代田第三工業団地         | 781,000 千円   | 18.2ha  |
| 明和東部工業団地          | 277,000 千円   | 18.6ha  |
| 館林北部第四工業団地        | 1,584,000 千円 | 19.3ha  |
| G 地 区 ( 中 毛 )     | 1,269,000 千円 | 18.8ha  |
| ロ 住 宅 団 地 等 造 成   | 133,200 千円   | 1.4ha   |
| 板倉ニュータウン (住宅用地)   | 133,200 千円   | 1.4ha   |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入          |             |
|--------------|-------------|
| 第1款 団地造成事業収益 | 6,207,116千円 |
| 第1項 営業収益     | 6,205,650千円 |
| 第2項 営業外収益    | 1,466千円     |
| 支 出          |             |
| 第1款 団地造成事業費用 | 5,623,109千円 |
| 第1項 営業費用     | 5,584,746千円 |
| 第2項 営業外費用    | 3,363千円     |
| 第3項 予備費      | 35,000千円    |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,103,233千円は、企業債等償還積立金15,000千円及び過年度分損益勘定留保資金5,088,233千円で補てんするものとする。）。

| 収 入             |         |
|-----------------|---------|
| 第1款 団地造成事業資本的収入 | 3,277千円 |
| 第1項 雑収入         | 3,277千円 |

支 出

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 第1款 団地造成事業資本的支出 | 5,106,510千円 |
| 第1項 土地造成費       | 4,598,886千円 |
| 第2項 開発調査費       | 271,000千円   |
| 第3項 業務設備整備費     | 121,623千円   |
| 第4項 企業債償還金      | 15,001千円    |
| 第5項 予備費         | 100,000千円   |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項                          | 期 間                | 限 度 額 (千円) |
|------------------------------|--------------------|------------|
| G 地区 ( 中 毛 )<br>造成工事請負契約     | 令和6年度から<br>令和7年度まで | 1,565,000  |
| 板倉ニュータウン⑦地区<br>造成工事請負契約      | 令 和 6 年 度          | 107,000    |
| 群馬県企業局CADシステム<br>保守・運用業務委託契約 | 令和6年度から<br>令和9年度まで | 320        |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費                      295,927千円

(2) 交 際 費                              130千円

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

| 種 類      | 名 称 | 数 量                    |
|----------|-----|------------------------|
| 1 取得する資産 | 土 地 | G 地 区 ( 中 毛 )          |
|          |     | 188,000 m <sup>2</sup> |

| 種        | 類   | 名                 | 称 | 数       | 量              | 処分の態様 |
|----------|-----|-------------------|---|---------|----------------|-------|
| 2 処分する資産 | 土 地 | 明 和 東 部 工 業 団 地   |   | 156,000 | m <sup>2</sup> | 売払い   |
|          | 土 地 | 千 代 田 第 三 工 業 団 地 |   | 139,000 | m <sup>2</sup> | 同     |
|          | 土 地 | 板倉ニュータウン（業務用地）    |   | 36,227  | m <sup>2</sup> | 同     |

令和5年2月15日提出

群馬県知事 山 本 一 太

## 第48号議案

### 令和5年度群馬県施設管理事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度群馬県施設管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 賃貸等

| 区 分        | 賃 貸 収 益 等  | 事 業 規 模 等                    |
|------------|------------|------------------------------|
| イ 格納庫賃貸収益  | 45,768 千円  | 賃貸棟数 3 棟                     |
| ロ ビル賃貸収益   | 138,360 千円 | 賃貸面積 4,180 m <sup>2</sup>    |
| ハ ゴルフ場使用収益 | 679,800 千円 | 施設数 4 施設<br>年間利用者数 180,000 人 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収 入

|              |           |
|--------------|-----------|
| 第1款 格納庫事業収益  | 45,798千円  |
| 第1項 営業収益     | 45,798千円  |
| 第2款 賃貸ビル事業収益 | 159,747千円 |
| 第1項 営業収益     | 157,571千円 |
| 第2項 営業外収益    | 2,176千円   |
| 第3款 ゴルフ場事業収益 | 680,010千円 |
| 第1項 営業収益     | 679,800千円 |
| 第2項 営業外収益    | 210千円     |

#### 支 出

|             |          |
|-------------|----------|
| 第1款 格納庫事業費用 | 16,877千円 |
| 第1項 営業費用    | 16,877千円 |

|              |           |
|--------------|-----------|
| 第2款 賃貸ビル事業費用 | 277,775千円 |
| 第1項 営業費用     | 276,710千円 |
| 第2項 営業外費用    | 65千円      |
| 第3項 予備費      | 1,000千円   |
| 第3款 ゴルフ場事業費用 | 514,246千円 |
| 第1項 営業費用     | 436,288千円 |
| 第2項 営業外費用    | 67,958千円  |
| 第3項 予備費      | 10,000千円  |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額286,449千円は、当年度分損益勘定留保資金274,922千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,527千円で補てんするものとする。）。

収 入

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 第1款 賃貸ビル事業資本的収入 | 57,200千円 |
| 第1項 他会計からの長期借入金 | 57,200千円 |

支 出

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 第1款 格納庫事業資本的支出     | 3,000千円   |
| 第1項 予備費            | 3,000千円   |
| 第2款 賃貸ビル事業資本的支出    | 66,900千円  |
| 第1項 建設改良費          | 57,600千円  |
| 第2項 他会計からの長期借入金償還金 | 4,300千円   |
| 第3項 予備費            | 5,000千円   |
| 第3款 ゴルフ場事業資本的支出    | 273,749千円 |
| 第1項 建設改良費          | 99,207千円  |
| 第2項 他会計からの長期借入金償還金 | 164,542千円 |
| 第3項 予備費            | 10,000千円  |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。



| 事 項                                      | 期 間                | 限 度 額 (千円) |
|--|--------------------|------------|
| 群馬県公社総合ビル<br>冷温水2次ポンプ用インバーター<br>更新工事請負契約 | 令和6年度              | 3,300      |
| 群馬県企業局CADシステム<br>保守・運用業務委託契約             | 令和6年度から<br>令和9年度まで | 160        |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 69,902千円

(2) 交際費 85千円

令和5年2月15日提出

群馬県知事 山本 一 太